

【エ】 病弱に関する配慮事項

対象となる者	配慮する事項
	すべての科目において配慮する事項（例）
慢性の呼吸器疾患，心臓疾患，腎臓疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 ・ 杖の持参使用 注1 ・ 試験室入口までの付添者の同伴 ・ 試験場への乗用車での入構 ・ 別室の設定 注2 ・ トイレに近い試験室で受験 ・ 座席を試験室の出入口に近いところに指定

【オ】 発達障害に関する配慮事項

対象となる者	配慮する事項
	すべての科目において配慮する事項（例）
自閉症，アスペルガー症候群，広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害のため配慮を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験時間の延長（1.3倍） ・ チェック解答 注3 ・ 拡大文字問題冊子の配付（一般問題冊子と併用） 注4 ・ 注意事項等の文書による伝達 注5 ・ 別室の設定 注2 ・ 試験室入口までの付添者の同伴

【カ】 その他の配慮事項

対象となる者	配慮する事項
	すべての科目において配慮する事項（例）
【ア】～【オ】の区分以外の者で配慮を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレに近い試験室で受験 ・ 座席を試験室の出入口に近いところに指定 ・ 別室の設定 注2

注1 杖の持参使用のみを希望する者は，医師の診断書は必要ありません。

注2 別室の設定を希望する者は，別室が必要な理由が明記された「医師の診断書（障害の区分に応じたもの）」を提出してください。なお，別室については，一人一室にならないこともあります。

注3 チェック解答とは，チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法です。（28・29ページ参照）なお，数学及び理科においては，下書き用紙を配付します。

注4 拡大文字問題冊子は，一般問題冊子と比べて，文字の拡大率が1.4倍（14ポイントのゴシック体），面積倍率が2倍となっています。

注5 注意事項等の文書による伝達とは，試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし，受験者に配付するものです。

(審査の上許可される事項)		必要な提出書類
	リスニングにおいて配慮する事項 (例)	
	<hr/> 注 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験上の配慮申請書 (31 ページ) ・ 診断書 (肢体不自由・病弱・その他) (47 ページ) 注 1・2

(審査の上許可される事項)			必要な提出書類
リスニングにおいて配慮する事項 (例)			
	試験時間	音声聴取の方法	
右のどちらか一方を選択 注 7	1.3 倍に延長 (連続方式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験時間の延長 (1.3 倍) を希望する者 CD プレーヤー (監督者が操作) にヘッドホンを接続 注 8 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験上の配慮申請書 (31 ページ) ・ 診断書 (発達障害関係 1) (49 ページ)
	1.3 倍に延長 (音止め方式)		
延長なし		<ul style="list-style-type: none"> ・ チェック解答を希望する者 IC プレーヤー (監督者が操作を補助) にヘッドホンを接続 注 8 ・ 上記以外の者 IC プレーヤーにイヤホンを接続 注 6 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況報告・意見書 (発達障害関係 2) (51 ページ)

(審査の上許可される事項)		必要な提出書類
リスニングにおいて配慮する事項 (例)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 途中退室を必要とするため、音声を一時停止することを希望する者 音声聴取の方法：CDプレーヤーにイヤホンを接続 注 6 試験室：別室 <p>※ 途中退室する場合は、その都度監督者が再生を止めますが、途中退室した時間の延長は認めません。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験上の配慮申請書 (31 ページ) ・ 診断書 (肢体不自由・病弱・その他) (47 ページ) 注 1・2

注 6 リスニングで使用するイヤホンが耳の形に合わず装着できないため、ヘッドホンの貸与を希望する場合は、別途、「イヤホン不適合措置申請書」を出願時に提出する必要があります。詳しくは受験案内 40 ページを参照してください。なお、この措置は、受験上の配慮申請書では申請できません。「イヤホン不適合措置申請書」を出願時に提出する場合は、受験上の配慮で別途同じ配慮を申請する必要はありません。

注 7 出願後は、延長方式の変更はできません。(各方式の具体的な方法については、16・17 ページを参照)

注 8 ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又は CD プレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方を希望する場合は、受験上の配慮申請書⑦「その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。

補注 タオル (サイズは問わない) 又は座布団等の持参使用のみを希望する者については、受験上の配慮申請書による申請は必要ありません。詳しくは、受験案内 13 ページを参照してください。